

事 務 連 絡

平成28年 9月 7日

都道府県  
各 政 令 市 民生主管部（局）  
中 核 市  
障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

### 光警報装置の設置に係るガイドラインについて

聴覚障害者に対する障害福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、総務省消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等に対し、別添のとおり、主に聴覚障害者が利用する防火対象物における火災安全対策について、「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」で光警報装置の設置に係るガイドラインを取りまとめ、周知を依頼する通知を発出したとの情報提供がありました。

つきましては、障害福祉担当部局におかれましては、関係事業者等への周知をお願いします。

なお、介護、生活保護、児童福祉等の担当部局に対しては、別途、社会・援護局福祉基盤課より情報提供されることとなっておりますので、念のため申し添えます。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健

福祉部企画課自立支援振興室 時末（ときすえ）

電話 03-5253-1111(内線3079)

03-3595-2097(直通)

FAX 03-3503-1237